

女川／東通原子力発電所 原子炉施設保安規定
設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

2021年3月12日
東北電力株式会社

目 次

資料 3－1 「女川原子力発電所 原子炉施設保安規定（第 1 編） 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理」	1
資料 3－2 「女川原子力発電所 原子炉施設保安規定（第 2 編） 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理」	12
資料 3－3 「東通原子力発電所 原子炉施設保安規定 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理」	19

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第1章 総則			
第1条 目的	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第2条 基本方針	○ (本文十一号)	-	保安規定に係る基本方針であり、基本方針の内容である「保安活動は、…適切な品質保証活動に基づき実施する。」は、本文十一号に記載されるため、保安規定記載は整合している。
第2条の2 関係法令および保安規定の遵守	○ (本文十一号)	-	社長が法令等を確実に遵守するための取り組みについて、本文十一号（5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ）において規定しており、保安規定記載はこれに整合している。
第2章 品質マネジメントシステム			
第3条 品質マネジメントシステム計画	○ (本文十一号)	-	本文十一号との比較により、保安規定記載の設置許可との整合性を整理している。
第3章 体制および評価			
第1節 保安管理体制			
第4条 保安に関する組織	○ (本文十一号) (添付書類五, 八)	○※	※用語の置き換え（「原子力技術訓練センター所長」→「原子力人財育成課長」、「総務部 警備課長」→「技術統括部 核物質防護課長」）のみの変更 本文十一号（5.5 責任、権限及びコミュニケーション）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 また、添付書類五（1. 設計及び運転等のための組織）、添付書類八（13.2 保安管理体制）に記載があるが、保安規定記載は現組織に合わせて変更されている。
第5条 保安に関する職務	○ (本文十一号) (添付書類五)	○※	※用語の置き換え（「原子力技術訓練センター所長」→「原子力人財育成課長」、「総務部 警備課長」→「技術統括部 核物質防護課長」）および、燃料の運搬に関する業務を「輸送・固体廃棄物管理課長」→「原子燃料課長」への変更 本文十一号（5.5 責任、権限及びコミュニケーション、8.2.4 機器等の検査等）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載、使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 また、添付書類五（1. 設計及び運転等のための組織）、添付書類八（13.2 保安管理体制）に記載があるが、保安規定記載は現組織に合わせて変更されている。
第6条 原子炉施設保安委員会	○ (添付書類五)	-	添付書類五（1. 設計及び運転等のための組織）に原子炉施設の保安に関する事項を審議するものとして、保安規定に基づき原子炉施設保安委員会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第7条 原子炉施設保安運営委員会	○ (添付書類五, 八)	-	添付書類五（1. 設計及び運転等のための組織）、添付書類八（13.2 保安管理体制）に原子炉施設保安運営委員会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第8条 原子炉主任技術者の選任	○ (添付書類五, 八)	-	添付書類五(6.有資格者等の選任・配置), 添付書類八(13.2 保安管理体制)に発電用原子炉主任技術者の選任について記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第8条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任	○ (添付書類五)	-	添付書類五(2.設計及び運転等に係る技術者の確保)に電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者に係る記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第9条 原子炉主任技術者の職務等	○ (添付書類五)	-	添付書類五(6.有資格者等の選任・配置)に, 発電用原子炉主任技術者は, 発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に旨の記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第9条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等	○ (添付書類五)	-	添付書類五(2.設計及び運転等に係る技術者の確保)に電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者に係る記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第9条の3 主任技術者の情報共有	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第2節 原子炉施設の定期的な評価			
第10条 原子炉施設の定期的な評価	○ (本文十一号)	-	本文十一号(8.2.3 プロセスの監視測定)において, 「原子炉施設の定期的な評価」も含めて記載しており, 保安規定記載はこれに整合している。
第4章 運転管理			
第1節 通則			
第11条 構成および定義	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 (保安規定第4章内の構成と定義を記載しているのみ)
第11条の2 原子炉の運転期間	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第12条 原子炉の運転員の確保	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.3 運転管理)に運転管理について運転に習熟した者の確保について記載されており, 保安規定記載はこれに整合している。なお, 運転員の人数等については, 設置許可に具体的な記載はない。
第12条の2 運転管理業務	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.3 運転管理)に運転管理業務について, 保安規定に定める運転上の制限, 異常時の措置等の遵守, 機器の性能及び状態の把握等が記載されており, 保安規定記載はこれに整合している。
第13条 巡視点検	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.3 運転管理)に原子炉施設の運転管理は, 機器の性能及び状態を正しく把握したうえで旨記載されており, 保安規定記載はこれに整合している。
第14条 マニュアルの作成	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.3 運転管理)に, 保安規定に定める運転上の制限, 異常時の措置等の遵守, 機器の性能及び状態の把握等記載されており, 保安規定記載はこれらについてマニュアルを定めることを記載しており, 整合している。
第15条 引継および通知	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第16条 原子炉起動前の確認事項	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第17条 地震・火災等発生時の対応	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8 非常時の措置)に非常時の措置として, 地震・火災・その他の原因による相当な規模の災害に対する対応が記載されており, 保安規定記載はこれに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第17条の2 電源機能等喪失時の体制の整備	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8 非常時の措置)に非常時の措置として、地震・火災・その他の原因による相当な規模の災害に対する対応が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第2節 運転上の留意事項			
第18条 水質管理	○ (添付書類八)	-	添付書類八(6.2 原子炉冷却材浄化系)に水質管理に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第3節 運転上の制限			
第19条 停止余裕	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文、添付書類八(3.3 核設計)他に最大反応度値を有する制御棒が一本未挿入状態であっても、常に炉心を臨界未満にすることが出来ることの記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第20条 反応度監視	-	-	設置許可に直接の記載はないが、添付書類八の炉心特性に関連して、取替炉心の安全性の確認に用いた核設計手法の妥当性を判断する目的で、運転時の監視値が計算コードの予測範囲内であることを確認するものであり、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第21条 制御棒の動作確認	○ (添付書類八)	-	添付書類八(3.2.3 原子炉停止系)他に制御棒駆動機構に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第22条 制御棒のスクラム機能	○ (本文五号、十号) (添付書類八、十)	-	本文五号、十号、添付書類八(3.2.3 原子炉停止系)、添付書類十(2.2.2 解析条件)他に制御棒のスクラム時間に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第23条 制御棒の操作	○ (添付書類八)	-	添付書類八(3.3.4 炉心特性)他に原子炉から制御棒を引き抜くときは制御棒値等を満足する引抜き手順に関する規則を定めることに加えて、制御棒値ミニマイザにより引き抜き手順を監視する旨記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。
第24条 ほう酸水注入系	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号、添付書類八(3.2.3 原子炉停止系)他にほう酸水注入系に係る記載があり、サーベイランスの実施方法については、実条件性能確認の観点から追加し、保安規定記載はこれらに整合している。
第25条 原子炉熱的制限値	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号、添付書類八(3.3 核設計)他に最小限界出力比及び制御棒最大線出力密度に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第26条 原子炉熱出力および炉心流量	○ (添付書類八)	-	添付書類八(3.4 熱水力設計)他に炉心流量—原子炉出力特性曲線の範囲内で運転を行う旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第27条 計測および制御設備	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号、添付書類八(8. 計測及び制御設備)他に計測制御系に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第28条 原子炉再循環ポンプ	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号、添付書類八(4.4.2 原子炉再循環系)他に再循環ポンプに係る運転制御の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第29条 ジェットポンプ	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八(4.4.2原子炉再循環系)他に再循環ポンプに係る運転制御の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第30条 主蒸気逃がし安全弁	○ (本文五号, 十号) (添付書類八, 十)	-	本文五号, 十号, 添付書類八(4.4.3主蒸気系), 添付書類十(2.2.2解析条件)他に主蒸気逃がし安全弁に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第31条 格納容器内の原子炉冷却材漏えい率	○ (添付書類八)	-	添付書類八(8.6原子炉プラント・プロセス計装)に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第32条 非常用炉心冷却系および原子炉隔離時冷却系の系統圧力監視	-	-	原子炉冷却材圧力バウンダリ弁が漏えいし, 低圧部の破損に至ることのないよう監視する行為を保安規定で定めており, 設置許可には記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第33条 原子炉冷却材中のよう素131濃度	○ (本文十号) (添付書類十)	-	本文十号, 添付書類十(3.4環境への放射性物質の異常な放出)の解析条件として記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第34条 原子炉停止時冷却系その1	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八(6.3残留熱除去系)他に残留熱除去系に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第35条 原子炉停止時冷却系その2	○ (本文五号) (添付書類八)	-	同上(ただし, 本条は冷温停止時の要求であり, 設置許可には冷温停止時に関する記載はない)
第36条 原子炉停止時冷却系その3	○ (本文五号) (添付書類八)	-	同上(ただし, 本条は燃料交換時の要求であり, 設置許可には燃料交換時に関する記載はない)
第37条 原子炉冷却材温度および原子炉冷却材温度変化率	○ (添付書類八)	-	添付書類八(4.3主要設備の仕様)の加熱・冷却率に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第38条 原子炉圧力	○ (本文十号) (添付書類十)	-	本文十号, 添付書類十の過渡解析及び事故解析の初期条件として記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第39条 非常用炉心冷却系その1	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八(5.1原子炉格納施設, 5.2非常用炉心冷却系)他に非常用炉心冷却系および格納容器スプレイ冷却系に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第40条 非常用炉心冷却系その2	○ (本文五号) (添付書類八)	-	同上(ただし, 本条は冷温停止・燃料交換時の要求であり, 設置許可には冷温停止・燃料交換時に関する記載はない)
第41条 原子炉隔離時冷却系	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八(6.4原子炉隔離時冷却系)他に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第42条 主蒸気隔離弁	○ (本文五号, 十号) (添付書類八, 十)	-	本文五号, 十号, 添付書類八(4.4.3主蒸気系), 添付書類十(2.2.2解析条件)他に主蒸気隔離弁に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第43条 格納容器および格納容器隔離弁	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八(5.1原子炉格納施設)他に格納容器及び隔離弁に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第44条 サプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁	○ (添付書類八)	-	添付書類八(5.1原子炉格納施設)他に真空破壊弁に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第45条 サプレッションプールの平均水温	○ (添付書類十)	-	添付書類十の安全解析条件としてサプレッションプール水温の記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第46条 サプレッションプールの水位	○ (添付書類八)	-	添付書類八(5.1原子炉格納施設)他にサプレッションプールの空間容積に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第47条 可燃性ガス濃度制御系	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八(5.1原子炉格納施設)他に可燃性ガス濃度制御系に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第48条 格納容器の酸素濃度	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八(5.1原子炉格納施設)他に原子炉格納容器調気系に係る記載があり, 保安規定はこれらに整合している。
第49条 原子炉建屋	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八(5.1原子炉格納施設)他に原子炉建屋に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第50条 原子炉建屋給排気隔離弁	○ (添付書類八)	-	添付書類八(12.4換気空調系)他に原子炉建屋給排気隔離弁に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第51条 非常用ガス処理系	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八(5.1原子炉格納施設)他に非常用ガス処理系に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第52条 欠番			
第53条 欠番			
第54条 原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八(12.3補機冷却系)他に原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第55条 高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八(12.3補機冷却系)他に高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第56条 使用済燃料プールの水位・水温	○ (添付書類八)	-	添付書類八(6.1燃料取扱及び貯蔵設備)他に燃料プール冷却浄化系に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第57条 燃料または制御棒を移動する時の原子炉水位	○ (添付書類十)	-	添付書類十の燃料集合体落下時における水中に放出された放射性無機よう素の水中での除染係数を確保できる条件として原子炉水位があり, 保安規定記載はこれに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第58条 中央制御室非常用換気空調系	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八(12.4換気空調系)他に中央制御室非常用換気空調系に係る記載があり, サーベイランスの実施方法については, 実条件性能確認の観点から追加し, 保安規定記載はこれに整合している。
第59条 外部電源その1	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八(9.4.1送電線)に外部電源に係る記載があるが, 設置許可上, 外部電源に期待しておらず, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第60条 外部電源その2	○ (本文五号) (添付書類八)	-	同上
第61条 非常用ディーゼル発電機その1	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文, 添付書類八(9.4.7ディーゼル発電機)に非常用ディーゼル発電機に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第62条 非常用ディーゼル発電機その2	○ (本文五号) (添付書類八)	-	同上
第63条 非常用ディーゼル発電機燃料油等	○ (添付書類八)	-	添付書類八(9.4.7ディーゼル発電機)に非常用ディーゼル発電機の燃料貯蔵に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第64条 直流電源その1	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八(9.4.8直流電源設備)に直流電源設備に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第65条 直流電源その2	○ (本文五号) (添付書類八)	-	同上
第66条 所内電源系統その1	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八(9.4.5所内高圧系統, 9.4.6所内低圧系統)に所内電源系統に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第67条 所内電源系統その2	○ (本文五号) (添付書類八)	-	同上
第68条 原子炉停止中の制御棒1本の引き抜き	-	-	保安のための手順等に係る内容であり設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第69条 単一制御棒駆動機構の取り外し	-	-	保安のための手順等に係る内容であり設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第70条 複数の制御棒引き抜きを伴う検査	-	-	保安のための手順等に係る内容であり設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第71条 原子炉の昇温を伴う検査	-	-	保安のための手順等に係る内容であり設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第72条 原子炉モードスイッチの切替を伴う検査	-	-	保安のための手順等に係る内容であり設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り ー：無し)	保安規定変更有無 (○：有り ー：無し)	設置許可との整合性
第73条 運転上の制限の確認	ー	ー	設置許可に記載はないが、サーベイランスについては、実条件性能確認の観点で実施することを追加し、保安規定審査基準改正を反映したものであり、実施方法について、設置許可記載との整合性の観点で記載を追加している。
第74条 運転上の制限を満足しない場合	ー	ー	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第75条 予防保全を目的とした保全作業を実施する場合	ー	ー	設置許可に記載はないが、保安規定記載については、PRA等を用いた措置の有効性の検証についての保安規定審査基準を反映している。
第76条 運転上の制限に関する記録	ー	ー	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第4節 異常時の措置			
第77条 異常発生時の基本的な対応	ー	ー	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第78条 異常時の措置	ー	ー	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第79条 異常収束後の措置	ー	ー	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第5章 燃料管理			
第80条 新燃料の運搬	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	○※	※用語の置き換え（「輸送・固体廃棄物管理課長」→「原子燃料課長」）のみの変更 本文五号, 九号, 添付書類八（6.1 燃料取扱及び貯蔵設備, 13.4 燃料管理）, 添付書類九（2.2 管理区域内の管理）に使用する設備の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第81条 新燃料の貯蔵	○ (本文五号) (添付書類八)	ー	本文五号, 添付書類八（6.1 燃料取扱及び貯蔵設備, 13.4 燃料管理）に使用する設備の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第82条 燃料の検査	○ (本文五号) (添付書類八)	ー	本文五号, 添付書類八（6.1 燃料取扱及び貯蔵設備, 13.4 燃料管理）に使用する設備の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。また、添付書類八（3.2 機械設計）に記載された燃料の健全性に関連して、照射された燃料の使用期間中における技術基準適合性を確認するための検査を記載している。
第83条 燃料の取替実施計画	○ (本文十号) (添付書類八, 十)	ー	燃料配置を変更する際、本文十号, 添付書類八, 十に記載される安全解析の解析入力値又は制限値を満足することを確認する旨、記載を追加しており、設置許可記載に整合している。
第84条 燃料移動手順	ー	ー	手順の内容は、設置許可に記載はないが、保安規定では燃料移動時の炉心の未臨界確保のため、燃料移動手順に定めるべき事項を記載しており、添付書類八（6.1 燃料取扱及び貯蔵施設）に記載の未臨界性に関する設計方針と整合している。
第85条 燃料移動	○ (本文五号) (添付書類八)	ー	本文五号, 添付書類八（6.1 燃料取扱及び貯蔵設備）に使用する設備の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第86条 使用済燃料の貯蔵	○ (本文五号) (添付書類八)	ー	本文五号, 添付書類八（6.1 燃料取扱及び貯蔵設備, 13.4 燃料管理）に使用する設備の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第86条の2 使用済燃料の運搬	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	○※	※用語の置き換え(「輸送・固体廃棄物管理課長」→「原子燃料課長」)のみの変更 本文五号, 九号, 添付書類八(6.1 燃料取扱及び貯蔵設備, 13.4 燃料管理), 添付書類九(2.2 管理区域内の管理)に使用する設備や管理方法等の記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。
第6章 放射性廃棄物管理			
第87条 放射性廃棄物管理に係る基本方針	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	本文九号, 添付書類八(13.5 放射性廃棄物管理), 添付書類九(1. 放射線防護に関する基本方針)に記載があり, 保安規定にはALARAの基本方針の条文を新設し, これと整合している。(保安規定では, 第2条(基本方針)でALARAについて記載しているが, 第6章においても追記。)
第87条の2 頻度の定義	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第88条 放射性固体廃棄物の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	-	本文五号, 九号, 添付書類八(10.3 固体廃棄物処理系, 13.5 放射性廃棄物管理), 添付書類九(4.4 固体廃棄物処理)に記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。
第88条の2 放射性廃棄物でない廃棄物の管理	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第88条の3 事故由来放射性物質の降下物の影響確認および所外搬出等の管理	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第89条 放射性液体廃棄物の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	-	本文五号, 九号, 添付書類八(10.2 液体廃棄物処理系, 13.5 放射性廃棄物管理) 添付書類九(2.6 放射性廃棄物の放出管理, 4.3 液体廃棄物処理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第90条 放射性気体廃棄物の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	-	本文五号, 九号, 添付書類八(10.1 気体廃棄物処理系, 13.5 放射性廃棄物管理) 添付書類九(2.6 放射性廃棄物の放出管理, 4.2 気体廃棄物処理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第91条 放出管理用計測器の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	-	本文五号, 九号, 添付書類八(11.2 放射線管理施設), 添付書類九(2.6 放射性廃棄物の放出管理)他に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第7章 放射線管理			
第92条 放射線管理に係る基本方針	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	本文九号, 添付書類八(13.6 放射線管理), 添付書類九(1. 放射線防護に関する基本方針)に記載があり, 保安規定にはALARAの基本方針の条文を新設し, これと整合している。(保安規定では, 第2条(基本方針)でALARAについて記載しているが, 第7章においても追記。)
第92条の2 頻度の定義	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第93条 管理区域の設定および解除	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	本文九号, 添付書類八(13.6 放射線管理), 添付書類九(1.2 具体的方法, 2.1 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定, 2.2 管理区域内の管理)に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第94条 管理区域内における区域区分	○ (本文九号) (添付書類九)	-	本文九号, 添付書類九(2.2 管理区域内の管理)に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第95条 管理区域内における特別措置	○ (本文九号) (添付書類九)	-	本文九号, 添付書類九(2.2 管理区域内の管理)に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第96条 管理区域への出入管理	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	本文九号, 添付書類八(13.6 放射線管理), 添付書類九(1.2 具体的方法, 2.2 管理区域内の管理)に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第97条 管理区域出入者の遵守事項	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	本文九号, 添付書類八(13.6 放射線管理), 添付書類九(2.2 管理区域内の管理, 2.5 個人被ばく管理)に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第98条 保全区域	○ (添付書類九)	○※	※用語の置き換え(「警備課長」→「核物質防護課長」)のみの変更 添付書類九(2.1 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定)に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第99条 周辺監視区域	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	○※	※用語の置き換え(「警備課長」→「核物質防護課長」)のみの変更 本文九号, 添付書類八(13.6 放射線管理), 添付書類九(1.2 具体的方法, 2.1 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定, 2.4 周辺監視区域内の管理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第100条 放射線業務従事者の線量管理等	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	本文九号, 添付書類八(13.6 放射線管理), 添付書類九(2.2 管理区域内の管理, 2.5 個人被ばく管理)に記載があり, 保安規定記載は条文中に追記することで, これらに整合している。
第101条 床, 壁等の除染	○ (本文九号) (添付書類九)	-	本文九号, 添付書類九(2.2 管理区域内の管理)に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第102条 外部放射線に係る線量当量率等の測定	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	本文九号, 添付書類八(13.6 放射線管理), 添付書類九(1.2 具体的方法, 2.2 管理区域内の管理, 3.1 空間放射線量等の監視)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第102条の2 平常時の環境放射線モニタリング	○ (本文九号) (添付書類九)	-	本文九号, 添付書類九(3. 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視)に記載があり, 保安規定記載は新規条文を追加することで, これらに整合している。
第103条 放射線計測器類の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	-	本文五号, 九号, 添付書類八(11.2 放射線管理施設), 添付書類九(2.2 管理区域内の管理, 3.1 空間放射線量等の監視)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第104条 管理区域外等への搬出および運搬	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	本文九号, 添付書類八(13.6 放射線管理), 添付書類九(2.2 管理区域内の管理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第105条 発電所外への運搬	-	-	設置許可に記載はないが, 保安規定記載においては, 発電所外への運搬時の行為についての保安規定審査基準を反映している。
第106条 協力企業の放射線防護	○ (添付書類九)	-	添付書類九(2.2 管理区域内の管理, 2.5 個人被ばく管理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第8章 施設管理			
第107条 施設管理計画	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.7 保守管理)に「保安規定に定める定期的な検査、補修及び改造に関する規定を遵守」と記載があり、保安規定においては、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図っている。
第107条の2 設計管理	○ (本文十一号)	-	本文十一号(7.3 設計開発)において、設計開発に用いる情報に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第107条の3 作業管理	-	-	設置許可に記載はないが、保安規定においては原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図っている。
第107条の4 使用前事業者検査の実施	○ (本文十一号)	-	本文十一号(8.2.4 機器等の検査等)において、使用前事業者検査等に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第107条の5 定期事業者検査の実施	○ (本文十一号)	-	本文十一号(8.2.4 機器等の検査等)において、使用前事業者検査等に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第107条の6 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価 および長期施設管理方針	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.7 保守管理)に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第108条 欠番			
第9章 緊急時の措置			
第109条 原子力防災組織	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第110条 原子力防災組織の要員	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第110条の2 緊急作業従事者の選定	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第111条 原子力防災資機材の整備	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第112条 通報経路	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第113条 緊急時演習	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.9 教育訓練)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第114条 通 報	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第115条 緊急時体制の発令	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第116条 応急措置	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第117条 緊急時における活動	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第117条の2 緊急作業従事者の線量管理等	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第118条 緊急時体制の解除	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第10章 保安教育			
第119条 所員への保安教育	○ (添付書類五, 八)	-	添付書類五(5. 技術者に対する教育・訓練), 添付書類八(13.9 教育訓練)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第120条 協力企業従業員への保安教育	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第11章 記録および報告			
第121条 記 録	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.10 記録及び保管)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第122条 報 告	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.10 記録及び保管)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
添 付			
添付1-1 原子炉がスクラムした場合の運転操作手順 (第78条関連)	○ (本文十号) (添付書類十)	-	本文十号, 添付書類十に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
添付1-2 管理区域図(第93条および第94条関連)	○ (本文九号) (添付書類九)	-	本文九号, 添付書類九(2.1 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定)に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
添付1-3 保全区域図(第98条関連)	○ (添付書類九)	-	添付書類九(2.1 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定)に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第1章 総則			
第201条 目的	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第202条 基本方針	○ (本文十一号)	-	保安規定に係る基本方針であり、基本方針の内容である「保安活動は、…適切な品質保証活動に基づき実施する。」は、本文十一号に記載されるため、保安規定記載は整合している。
第202条の2 関係法令および保安規定の遵守	○ (本文十一号)	-	社長が法令等を確実に遵守するための取り組みについて、本文十一号（5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ）において規定しており、保安規定記載はこれに整合している。
第2章 品質マネジメントシステム			
第203条 品質マネジメントシステム計画	○ (本文十一号)	-	本文十一号との比較により、保安規定記載の設置許可との整合性を整理している。
第3章 保安管理体制			
第204条 保安に関する組織	○ (本文十一号) (添付書類五, 八)	○※	※用語の置き換え（「原子力技術訓練センター所長」→「原子力人財育成課長」、 「総務部 警備課長」→「技術統括部 核物質防護課長」）のみの変更 本文十一号（5.5 責任、権限及びコミュニケーション）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 また、添付書類五（1. 設計及び運転等のための組織）、添付書類八（17.2 保安管理体制）に記載があるが、保安規定記載は現組織に合わせて変更されている。
第205条 保安に関する職務	○ (本文十一号) (添付書類五)	○※	※用語の置き換え（「原子力技術訓練センター所長」→「原子力人財育成課長」、 「総務部 警備課長」→「技術統括部 核物質防護課長」）の変更、燃料の運搬に関する業務を「輸送・固体廃棄物管理課長」→「原子燃料課長」へ変更、および記載の適正化 本文十一号（5.5 責任、権限及びコミュニケーション、8.2.4 機器等の検査等）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載、使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 また、添付書類五（1. 設計及び運転等のための組織）に記載があるが、保安規定記載は現組織に合わせて変更されている。
第206条 原子炉施設保安委員会	○ (添付書類五)	-	添付書類五（1. 設計及び運転等のための組織）に原子炉施設の保安に関する事項を審議するものとして、保安規定に基づき原子炉施設保安委員会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第207条 原子炉施設保安運営委員会	○ (添付書類五, 八)	-	添付書類五（1. 設計及び運転等のための組織）、添付書類八（17.2 保安管理体制）に原子炉施設保安運営委員会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第208条 廃止措置主任者の選任	-	-	設置許可に記載はなく、保安規定記載に齟齬はない。
第209条 廃止措置主任者の職務等	-	-	設置許可に記載はなく、保安規定記載に齟齬はない。
第210条 欠番			
第4章 廃止措置管理			
第1節 通則			
第211条 構成および定義	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第212条 原子炉施設の運転員の確保	○ (添付書類八)	-	添付書類八(17.3 運転管理)に運転管理について運転に習熟した者の確保について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。なお、運転員の人数等については、設置許可に具体的な記載はない。
第212条の2 運転管理業務	○ (添付書類八)	-	添付書類八(17.3 運転管理)に運転管理業務について、保安規定に定める運転上の制限、異常時の措置等の遵守、機器の性能及び状態の把握並びに運転員の力量確保等が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第213条 巡視	○ (添付書類八)	-	添付書類八(17.3 運転管理)に、原子炉施設の運転管理は、機器の性能及び状態を正しく把握したうえで行う旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第214条 マニュアルの作成	○ (添付書類八)	-	添付書類八(17.3 運転管理)に、保安規定に定める運転上の制限、異常時の措置等の遵守、機器の性能及び状態の把握等記載されており、保安規定記載はこれらについてマニュアルを定めることを記載しており、整合している。
第215条 引継	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第216条 原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第217条 地震・火災等発生時の対応	○ (添付書類八)	-	添付書類八(17.8 非常時の措置)に非常時の措置として、地震・火災・その他の原因による相当な規模の災害に対する対応が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第217条の2 電源機能喪失時等の体制の整備	○ (添付書類八)	-	添付書類八(17.8 非常時の措置)に非常時の措置として、地震・火災・その他の原因による相当な規模の災害に対する対応が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第2節 廃止措置管理			
第218条 安全貯蔵	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第219条 工事の計画および実施	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第220条 工事完了の報告	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第221条～第255条 欠番			
第3節 施設運用上の基準			
第256条 使用済燃料プールの水位・水温	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号、添付書類八(4.3.6 燃料プール冷却浄化系)他に燃料プール冷却浄化系に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第257条～第272条 欠番			

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第273条 施設運用上の基準の確認	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第274条 施設運用上の基準を満足しない場合	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第275条 欠番			
第276条 施設運用上の基準に関する記録	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第277条～第279条 欠番			
第5章 燃料管理			
第280条 新燃料の運搬	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	○※	※用語の置き換え（「輸送・固体廃棄物管理課長」→「原子燃料課長」）のみの変更 本文五号, 九号, 添付書類八（4. 燃料取扱設備, 17.4 燃料管理）, 添付書類九（2.4 管理区域内の管理）に使用する設備や管理方法等の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第281条 新燃料の貯蔵	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八（4.3 主要設備, 17.4 燃料管理）に使用する設備の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第282条～第285条 欠番			
第286条 使用済燃料の貯蔵	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八（4.3 主要設備, 17.4 燃料管理）に使用する設備の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第286条の2 使用済燃料の運搬	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	○※	※用語の置き換え（「輸送・固体廃棄物管理課長」→「原子燃料課長」）のみの変更 本文五号, 九号, 添付書類八（4. 燃料取扱設備, 17.4 燃料管理）, 添付書類九（2.4 管理区域内の管理）に使用する設備や管理方法等の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第6章 放射性廃棄物管理			
第287条 放射性廃棄物管理に係る基本方針	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	本文九号, 添付書類八（17.5 放射性廃棄物管理）, 添付書類九（1. 放射線防護に関する基本方針, 4. 放射性廃棄物処理）に記載があり、保安規定にはALARAの基本方針の条文を新設し、これと整合している。（保安規定では、第2条（基本方針）でALARAについて記載しているが、第6章においても追記。）
第287条の2 頻度の定義	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第288条 放射性固体廃棄物の管理	○ (本文五号, 八号, 九号) (添付書類八, 九)	-	本文五号, 八号, 九号, 添付書類八（10.3 固体廃棄物処理系, 13.5 放射性廃棄物管理）, 添付書類九（4.4 固体廃棄物処理）に記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第288条の2 放射性廃棄物でない廃棄物の管理	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第288条の3 事故由来放射性物質の降下物の影響確認および所外搬出等の管理	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第289条 放射性液体廃棄物の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	-	本文五号, 九号, 添付書類八(10.2 液体廃棄物処理施設, 17.5 放射性廃棄物管理), 添付書類九(4.3 液体廃棄物処理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第290条 放射性気体廃棄物の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	-	本文五号, 九号, 添付書類八(10.1 気体廃棄物処理施設, 17.5 放射性廃棄物管理), 添付書類九(4.2 気体廃棄物処理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第291条 放出管理用計測器の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	-	本文五号, 九号, 添付書類八(11. 放射線防護及び管理施設)他に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第7章 放射線管理			
第292条 放射線管理に係る基本方針	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	本文九号, 添付書類八(17.6 放射線管理), 添付書類九(1. 放射線防護に関する基本方針)に記載があり, 保安規定にはALARAの基本方針の条文を新設し, これと整合している。(保安規定では, 第2条(基本方針)でALARAについて記載しているが, 第7章においても追記。)
第292条の2 頻度の定義	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第293条 管理区域の設定および解除	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	本文九号, 添付書類八(17.6 放射線管理), 添付書類九(2.3 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定)に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第294条 管理区域内における区域区分	○ (本文九号) (添付書類九)	-	本文九号, 添付書類九(2.4 管理区域内の管理)に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第295条 管理区域内における特別措置	○ (本文九号) (添付書類九)	-	本文九号, 添付書類九(2.4 管理区域内の管理)に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第296条 管理区域への出入管理	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	本文九号, 添付書類八(17.6 放射線管理), 添付書類九(1.2 具体的方法, 2.4 管理区域内の管理)に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第297条 管理区域出入者の遵守事項	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	本文九号, 添付書類八(17.6 放射線管理), 添付書類九(2.4 管理区域内の管理, 2.7 個人被ばく管理)に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第298条 保全区域	○ (添付書類九)	○※	※用語の置き換え(「警備課長」→「核物質防護課長」)のみの変更 添付書類九(2.3 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定)に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第299条 周辺監視区域	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	○※	※用語の置き換え(「警備課長」→「核物質防護課長」)のみの変更 本文九号, 添付書類八(17.6 放射線管理), 添付書類九(1.2 具体的方法, 2.3 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定, 2.6 周辺監視区域内の管理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第300条 放射線業務従事者の線量管理等	○ (本文九号) (添付書類八、九)	-	本文九号, 添付書類八(17.6放射線管理), 添付書類九(2.4管理区域内の管理, 2.7個人被ばく管理)に記載があり, 保安規定記載は条文に追記することで, これらに整合している。
第301条 床, 壁等の除染	○ (本文九号) (添付書類九)	-	本文九号, 添付書類九(2.2管理区域内の管理)に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第302条 外部放射線に係る線量当量率等の測定	○ (本文九号) (添付書類八、九)	-	本文九号, 添付書類八(17.6放射線管理), 添付書類九(1.2具体的方法, 2.4管理区域内の管理, 3.1空間放射線量等の監視)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第302条の2 平常時の環境放射線モニタリング	○ (本文九号) (添付書類九)	-	本文九号, 添付書類九(3.周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視)に記載があり, 保安規定記載は新規条文を追加することで, これらに整合している。
第303条 放射線計測器類の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八、九)	-	本文五号, 九号, 添付書類八(11.2放射線管理施設), 添付書類九(2.4管理区域内の管理, 3.1空間放射線量等の監視)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第304条 管理区域外等への搬出および運搬	○ (本文九号) (添付書類八、九)	-	本文九号, 添付書類八(17.6放射線管理), 添付書類九(2.4管理区域内の管理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第305条 発電所外への運搬	-	-	設置許可に記載はないが, 保安規定記載においては, 発電所外への運搬時の行為についての保安規定審査基準を反映している。
第306条 協力企業の放射線防護	○ (添付書類九)	-	添付書類九(2.4管理区域内の管理, 2.7個人被ばく管理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第8章 施設管理			
第307条 施設管理計画	○ (添付書類八)	-	添付書類八(17.7保守管理)に「保安規定に定める定期的な検査, 補修及び改造に関する規定を遵守」と記載があり, 保安規定においては, 原子力事業者等における使用前事業者検査, 定期事業者検査, 保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図っている。
第307条の2 設計管理	○ (本文十一号)	-	本文十一号(7.3設計開発)において, 設計開発に用いる情報に関する事項が記載されており, 保安規定記載はこれに整合している。
第307条の3 作業管理	-	-	設置許可に記載はないが, 保安規定においては原子力事業者等における使用前事業者検査, 定期事業者検査, 保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図っている。
第307条の4 使用前事業者検査の実施	○ (本文十一号)	-	本文十一号(8.2.4機器等の検査等)において, 使用前事業者検査等に関する事項が記載されており, 保安規定記載はこれに整合している。
第307条の5 定期事業者検査の実施	○ (本文十一号)	-	本文十一号(8.2.4機器等の検査等)において, 使用前事業者検査等に関する事項が記載されており, 保安規定記載はこれに整合している。
第308条 欠番			

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第9章 緊急時の措置			
第309条 原子力防災組織	○ (添付書類八)	-	添付書類八(17.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第310条 原子力防災組織の要員	○ (添付書類八)	-	添付書類八(17.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第310条の2 緊急作業従事者の選定	○ (添付書類八)	-	添付書類八(17.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第311条 原子力防災資機材の整備	○ (添付書類八)	-	添付書類八(17.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第312条 通報経路	○ (添付書類八)	-	添付書類八(17.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第313条 緊急時演習	○ (添付書類八)	-	添付書類八(17.9 教育訓練)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第314条 通 報	○ (添付書類八)	-	添付書類八(17.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第315条 緊急時体制の発令	○ (添付書類八)	-	添付書類八(17.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第316条 応急措置	○ (添付書類八)	-	添付書類八(17.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第317条 緊急時における活動	○ (添付書類八)	-	添付書類八(17.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第317条の2 緊急作業従事者の線量管理等	○ (添付書類八)	-	添付書類八(17.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第318条 緊急時体制の解除	○ (添付書類八)	-	添付書類八(17.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第10章 保安教育			
第319条 所員への保安教育	○ (添付書類五, 八)	-	添付書類五(5. 技術者に対する教育・訓練), 添付書類八(17.9 教育訓練)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第320条 協力企業従業員への保安教育	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第11章 記録および報告			
第321条 記 録	○ (添付書類八)	-	添付書類八(17.10 記録及び保管)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第322条 報 告	○ (添付書類八)	-	添付書類八(17.10 記録及び保管)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
添 付			
添付 2-1 欠番			
添付 2-2 管理区域図(第293条および第294条関連)	○ (本文九号) (添付書類九)	-	本文九号, 添付書類九(2.3 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定)に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。

資料3-2 女川原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編） 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
添付 2-3 保全区域図（第298条関連）	○ (添付書類九)	-	添付書類九（2.3 管理区域，保全区域及び周辺監視区域の設定）に記載があり，保安規定記載はこれに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○:有り -:無し)	保安規定変更有無 (○:有り -:無し)	設置許可との整合性
第1章 総則			
第1条 目的	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第2条 基本方針	○ (本文十一号)	-	保安規定に係る基本方針であり、基本方針の内容である「保安活動は、…適切な品質保証活動に基づき実施する。」は、本文十一号に記載されるため、保安規定記載は整合している。
第2条の2 関係法令および保安規定の遵守	○ (本文十一号)	-	社長が法令等を確実に遵守するための取り組みについて、本文十一号(5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)において規定しており、保安規定記載はこれに整合している。
第2章 品質マネジメントシステム			
第3条 品質マネジメントシステム計画	○ (本文十一号)	-	本文十一号との比較により、保安規定記載の設置許可との整合性を整理している。
第3章 体制および評価			
第1節 保安管理体制			
第4条 保安に関する組織	○ (本文十一号) (添付書類五, 八)	○※	※用語の置き換え(「原子力技術訓練センター所長」→「原子力人財育成課長」, 「警備課長」→「核物質防護課長」)のみの変更 本文十一号(5.5 責任, 権限及びコミュニケーション)において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 また、添付書類五(1. 設計及び運転等のための組織), 添付書類八(13.2 保安管理体制)に記載があるが、保安規定記載は現組織に合わせて変更されている。
第5条 保安に関する職務	○ (本文十一号) (添付書類五)	○※	※用語の置き換え(「原子力技術訓練センター所長」→「原子力人財育成課長」, 「警備課長」→「核物質防護課長」)のみの変更 本文十一号(5.5 責任, 権限及びコミュニケーション, 8.2.4 機器等の検査等)において、組織の責任と権限を明確化する旨記載、使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 また、添付書類五(1. 設計及び運転等のための組織)に記載があるが、保安規定記載は現組織に合わせて変更されている。
第6条 原子炉施設保安委員会	○ (添付書類五)	-	添付書類五(1. 設計及び運転等のための組織)に原子炉施設の保安に関する事項を審議するものとして、保安規定に基づき原子炉施設保安委員会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第7条 原子炉施設保安運営委員会	○ (添付書類五, 八)	-	添付書類五(1. 設計及び運転等のための組織), 添付書類八(13.2 保安管理体制)に原子炉施設保安運営委員会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第8条 原子炉主任技術者の選任	○ (添付書類五, 八)	-	添付書類五(6. 有資格者等の選任・配置), 添付書類八(13.2 保安管理体制)に発電用原子炉主任技術者の選任について記載があり、保安規定記載はこれに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第 8 条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任	○ (添付書類五)	-	添付書類五(2.設計及び運転等に係る技術者の確保)に電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第 9 条 原子炉主任技術者の職務等	○ (添付書類五)	-	添付書類五(6.有資格者等の選任・配置)に、発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実にを行う旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第 9 条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等	○ (添付書類五)	-	添付書類五(2.設計及び運転等に係る技術者の確保)に電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第 9 条の3 主任技術者の情報共有	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第2節 原子炉施設の定期的な評価			
第 10 条 原子炉施設の定期的な評価	○ (本文十一号)	-	本文十一号(8.2.3プロセスの監視測定)において、「原子炉施設の定期的な評価」も含めて記載しており、保安規定記載はこれに整合している。
第4章 運転管理			
第1節 通則			
第 11 条 構成および定義	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 (保安規定第4章内の構成と定義を記載しているのみ)
第 11 条の2 原子炉の運転期間	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 12 条 原子炉の運転員の確保	○ (添付書類八)	-	添付書類八(14.3運転管理)に運転管理について運転に習熟した者の確保について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。なお、運転員の人数等については、設置許可に具体的な記載はない。
第 12 条の2 運転管理業務	○ (添付書類八)	-	添付書類八(14.3運転管理)に運転管理業務について、保安規定に定める運転上の制限、異常時の措置等の遵守、機器の性能及び状態の把握等が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第 13 条 巡視点検	○ (添付書類八)	-	添付書類八(14.3運転管理)に原子炉施設の運転管理は、機器の性能及び状態を正しく把握したうえで行う旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第 14 条 マニュアルの作成	○ (添付書類八)	-	添付書類八(14.3運転管理)に、保安規定に定める運転上の制限、異常時の措置等の遵守、機器の性能及び状態の把握等記載されており、保安規定記載はこれらについてマニュアルを定めることを記載しており、整合している。
第 15 条 引継および通知	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 16 条 原子炉起動前の確認事項	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 17 条 地震・火災等発生時の対応	○ (添付書類八)	-	添付書類八(14.8非常時の措置)に非常時の措置として、地震・火災・その他の原因による相当な規模の災害に対する対応が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第 17 条の2 電源機能等喪失時の体制の整備	○ (添付書類八)	-	添付書類八(14.8非常時の措置)に非常時の措置として、地震・火災・その他の原因による相当な規模の災害に対する対応が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第2節 運転上の留意事項			
第18条 水質管理	○ (添付書類八)	-	添付書類八(4.2 原子炉冷却材浄化系)に水質管理に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第3節 運転上の制限			
第19条 停止余裕	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文、添付書類八(3.4 核設計、熱水力設計及び動特性)他に最大反応度値を有する制御棒が一本未挿入状態であっても、常に炉心を臨界未満にすることが出来ることの記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第20条 反応度監視	-	-	設置許可に直接の記載はないが、添付書類八の炉心特性に関連して、取替炉心の安全性の確認に用いた核設計手法の妥当性を判断する目的で、運転時の監視値が計算コードの予測範囲内であることを確認するものであり、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第21条 制御棒の動作確認	○ (添付書類八)	-	添付書類八(3.3 原子炉停止系)他に制御棒駆動機構に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第22条 制御棒のスクラム機能	○ (本文五号、十号) (添付書類八、十)	-	本文五号、十号、添付書類八(3.3 原子炉停止系)、添付書類十(2.2.2 解析条件)他に制御棒のスクラム時間に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第23条 制御棒の操作	○ (添付書類八)	-	添付書類八(3.4 核設計、熱水力設計及び動特性)他に原子炉から制御棒を引き抜くときは制御棒価値等を満足する引抜き手順に関する規則を定めることに加えて、制御棒価値ミニマイザにより引き抜き手順を監視する旨記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。
第24条 ほう酸水注入系	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号、添付書類八(3.3 原子炉停止系)他にほう酸水注入系に係る記載があり、サーベイランスの実施方法については、実条件性能確認の観点から追加し、保安規定記載はこれらに整合している。
第25条 原子炉熱的制限値	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号、添付書類八(3.4 核設計、熱水力設計及び動特性)他に最小限界出力比及び制御棒最大線出力密度に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第26条 原子炉熱出力および炉心流量	○ (添付書類八)	-	添付書類八(3.4 核設計、熱水力設計及び動特性)他に炉心流量—原子炉出力特性曲線の範囲内で運転を行う旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第27条 計測および制御設備	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号、添付書類八(7. 計測制御設備)他に計測制御系に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第28条 原子炉再循環ポンプ	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号、添付書類八(4.1 原子炉圧力容器及び一次冷却材設備)他に再循環ポンプに係る運転制御の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第29条 ジェットポンプ	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号、添付書類八(4.1 原子炉圧力容器及び一次冷却材設備)他に再循環ポンプに係る運転制御の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○:有り -:無し)	保安規定変更有無 (○:有り -:無し)	設置許可との整合性
第30条 主蒸気逃がし安全弁	○ (本文五号, 十号) (添付書類八, 十)	-	本文五号, 十号, 添付書類八(4.1 原子炉圧力容器及び一次冷却材設備), 添付書類十(2.2.2 解析条件)他に主蒸気逃がし安全弁に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第31条 格納容器内の原子炉冷却材漏えい率	○ (添付書類八)	-	添付書類八(7.5 原子炉プラントプロセス計装系)に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第32条 非常用炉心冷却系および原子炉隔離時冷却系の系統圧力監視	-	-	原子炉冷却材圧力バウンダリ弁が漏えいし, 低圧部の破損に至ることのないよう監視する行為を保安規定で定めており, 設置許可には記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第33条 原子炉冷却材中のよう素131濃度	○ (本文十号) (添付書類十)	-	本文十号, 添付書類十(3.4 環境への放射性物質の異常な放出)の解析条件として記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第34条 原子炉停止時冷却系その1	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八(4.3 残留熱除去系)他に残留熱除去系に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第35条 原子炉停止時冷却系その2	○ (本文五号) (添付書類八)	-	同上(ただし, 本条は冷温停止時の要求であり, 設置許可には冷温停止時に関する記載はない)
第36条 原子炉停止時冷却系その3	○ (本文五号) (添付書類八)	-	同上(ただし, 本条は燃料交換時の要求であり, 設置許可には燃料交換時に関する記載はない)
第37条 原子炉冷却材温度および原子炉冷却材温度変化率	○ (添付書類八)	-	添付書類八(4.1 原子炉圧力容器及び一次冷却材設備)の加熱・冷却速度に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第38条 原子炉圧力	○ (本文十号) (添付書類十)	-	本文十号, 添付書類十の過渡解析及び事故解析の初期条件として記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第39条 非常用炉心冷却系その1	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八(4.5 非常用炉心冷却系, 5.3.1 一次格納施設)他に非常用炉心冷却系及び格納容器スプレイ冷却系に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第40条 非常用炉心冷却系その2	○ (本文五号) (添付書類八)	-	同上(ただし, 本条は冷温停止・燃料交換時の要求であり, 設置許可には冷温停止・燃料交換時に関する記載はない)
第41条 原子炉隔離時冷却系	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八(4.4 原子炉隔離時冷却系)他に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第42条 主蒸気隔離弁	○ (本文五号, 十号) (添付書類八, 十)	-	本文五号, 十号, 添付書類八(4.1 原子炉圧力容器及び一次冷却材設備), 添付書類十(2.2.2 解析条件)他に主蒸気隔離弁に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第43条 格納容器および格納容器隔離弁	○ (本文五号)	-	本文五号, 添付書類八(5.3.1 一次格納施設)他に格納容器及び隔離弁に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り ー：無し)	保安規定変更有無 (○：有り ー：無し)	設置許可との整合性
	(添付書類八)		
第44条 サプレッションチェンバからドライウエルへの真空破壊弁	○ (添付書類八)	ー	添付書類八(5.3.1一次格納施設)他に真空破壊弁に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第45条 サプレッションプールの平均水温	○ (添付書類十)	ー	添付書類十の安全解析条件としてサプレッションプール水温の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第46条 サプレッションプールの水位	○ (添付書類八)	ー	添付書類八(5.3.1一次格納施設)他にサプレッションプールの空間容積に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第47条 可燃性ガス濃度制御系	○ (本文五号) (添付書類八)	ー	本文五号, 添付書類八(5.3.1一次格納施設)他に可燃性ガス濃度制御系に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第48条 格納容器の酸素濃度	○ (本文五号) (添付書類八)	ー	本文五号, 添付書類八(5.3.1一次格納施設)他に原子炉格納容器調気系に係る記載があり、保安規定はこれらに整合している。
第49条 原子炉建屋	○ (本文五号) (添付書類八)	ー	本文五号, 添付書類八(5.3.2二次格納施設)他に原子炉建屋に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第50条 原子炉建屋給排気隔離弁	○ (添付書類八)	ー	添付書類八(11.1放射線防護設備)他に原子炉建屋給排気隔離弁に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第51条 非常用ガス処理系	○ (本文五号) (添付書類八)	ー	本文五号, 添付書類八(5.3.2二次格納施設)他に非常用ガス処理系に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第52条 原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系	○ (本文五号) (添付書類八)	ー	本文五号, 添付書類八(4.6原子炉補機冷却系)他に原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第53条 高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系	○ (本文五号) (添付書類八)	ー	本文五号, 添付書類八(4.6原子炉補機冷却系)他に高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第54条 使用済燃料プールの水位・水温	○ (添付書類八)	ー	添付書類八(9.燃料の貯蔵設備及び取扱設備)他に燃料プール冷却浄化系に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第55条 燃料または制御棒を移動する時の原子炉水位	○ (添付書類十)	ー	添付書類十の燃料集合体落下時における水中に放出された放射性無機よう素の水中での除染係数を確保できる条件として原子炉水位があり、保安規定記載はこれに整合している。
第56条 中央制御室非常用換気空調系	○ (本文五号) (添付書類八)	ー	本文五号, 添付書類八(11.1放射線防護設備)他に中央制御室非常用換気空調系に係る記載があり、サーベイランスの実施方法については、実条件性能確認の観点から追加し、保安規定記載はこれに整合している。
第57条 外部電源その1	○ (本文五号) (添付書類八)	ー	本文五号, 添付書類八(8.3.1送電線)に外部電源に係る記載があるが、設置許可上、外部電源に期待しておらず、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○:有り -:無し)	保安規定変更有無 (○:有り -:無し)	設置許可との整合性
第58条 外部電源その2	○ (本文五号) (添付書類八)	-	同上
第59条 非常用ディーゼル発電機その1	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文, 添付書類八(8.3.6ディーゼル発電機)に非常用ディーゼル発電機に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第60条 非常用ディーゼル発電機その2	○ (本文五号) (添付書類八)	-	同上
第61条 非常用ディーゼル発電機燃料油等	○ (添付書類八)	-	添付書類八(8.3.6ディーゼル発電機)に非常用ディーゼル発電機の燃料貯蔵に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第62条 直流電源その1	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八(8.3.7直流電源設備)に直流電源設備に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第63条 直流電源その2	○ (本文五号) (添付書類八)	-	同上
第64条 所内電源系統その1	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八(8.3.5所内母線)に所内電源系統に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第65条 所内電源系統その2	○ (本文五号) (添付書類八)	-	同上
第66条 原子炉停止中の制御棒1本の引抜	-	-	保安のための手順等に係る内容であり設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第67条 単一制御棒駆動機構の取り外し	-	-	保安のための手順等に係る内容であり設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第68条 複数の制御棒引抜を伴う検査	-	-	保安のための手順等に係る内容であり設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第69条 原子炉の昇温を伴う検査	-	-	保安のための手順等に係る内容であり設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第70条 原子炉モードスイッチの切替を伴う検査	-	-	保安のための手順等に係る内容であり設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第71条 運転上の制限の確認	-	-	設置許可に記載はないが, サーベイランスについては, 実条件性能確認の観点で実施することを追加し, 保安規定審査基準改正を反映したものであり, 実施方法について, 設置許可記載との整合性の観点で記載を追加している。
第72条 運転上の制限を満足しない場合	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第73条 予防保全を目的とした保全作業を実施する場合	-	-	設置許可に記載はないが, 保安規定記載については, PRA等を用いた措置の有効性の検証についての保安規定審査基準を反映している。
第74条 運転上の制限に関する記録	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第4節 異常時の措置			
第75条 異常発生時の基本的な対応	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第76条 異常時の措置	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第77条 異常収束後の措置	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第5章 燃料管理			
第78条 新燃料の運搬	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	-	本文五号, 九号, 添付書類八(9. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備, 14.4 燃料管理), 添付書類九(2.2 管理区域内の管理)に使用する設備の記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。
第79条 新燃料の貯蔵	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八(9. 燃料取扱及び貯蔵設備, 14.4 燃料管理)に使用する設備の記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。
第80条 燃料の検査	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八(9. 燃料取扱及び貯蔵設備, 14.4 燃料管理)に使用する設備の記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。また, 添付書類八(3.1.5 機械設計)に記載された燃料の健全性に関連して, 照射された燃料の使用期間中における技術基準適合性を確認するための検査を記載している。
第81条 燃料の取替実施計画	○ (本文十号) (添付書類八, 十)	-	燃料配置を変更する際, 本文十号, 添付書類八, 十に記載される安全解析の解析入力値又は制限値を満足することを確認する旨, 記載を追加しており, 設置許可記載に整合している。
第82条 燃料移動手順	-	-	手順の内容は, 設置許可に記載はないが, 保安規定では燃料移動時の炉心の未臨界確保のため, 燃料移動手順に定めるべき事項を記載しており, 添付書類八(9. 燃料取扱及び貯蔵設備)に記載の未臨界性に関する設計方針と整合している。
第83条 燃料移動	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八(9. 燃料取扱及び貯蔵設備)に使用する設備の記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。
第84条 使用済燃料の貯蔵	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文, 添付書類八(9. 燃料取扱及び貯蔵設備, 14.4 燃料管理)に使用する設備の記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。
第84条の2 使用済燃料の運搬	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	-	本文五号, 九号, 添付書類八(9. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備, 14.4 燃料管理), 添付書類九(2.2 管理区域内の管理)に使用する設備や管理方法等の記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。
第6章 放射性廃棄物管理			
第85条 放射性廃棄物管理に係る基本方針	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	本文九号, 添付書類八(14.5 放射性廃棄物管理), 添付書類九(1. 放射線防護に関する基本方針)に記載があり, 保安規定にはALARAの基本方針の条文を新設し, これと整合している。(保安規定では, 第2条(基本方針)でALARAについて記載しているが, 第6章においても追記。)
第85条の2 頻度の定義	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第86条 放射性固体廃棄物の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	-	本文五号, 九号, 添付書類八(10.3 固体廃棄物処理系, 14.5 放射性廃棄物管理), 添付書類九(4.4 固体廃棄物処理)に記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。
第86条の2 放射性廃棄物でない廃棄物の管理	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第86条の3 事故由来放射性物質の降下物の影響確認	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第87条 放射性液体廃棄物の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	-	本文五号, 九号, 添付書類八(10.2 液体廃棄物処理系, 14.5 放射性廃棄物管理) 添付書類九(2.6 放射性廃棄物の放出管理, 4.3 液体廃棄物処理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第88条 放射性気体廃棄物の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	-	本文五号, 九号, 添付書類八(10.1 気体廃棄物処理系, 14.5 放射性廃棄物管理) 添付書類九(2.6 放射性廃棄物の放出管理, 4.2 気体廃棄物処理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第89条 放出管理用計測器の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	-	本文五号, 九号, 添付書類八(11.2 放射線管理設備), 添付書類九(2.6 放射性廃棄物の放出管理) 他に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第7章 放射線管理			
第90条 放射線管理に係る基本方針	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	本文九号, 添付書類八(14.6 放射線管理), 添付書類九(1. 放射線防護に関する基本方針)に記載があり, 保安規定にはALARAの基本方針の条文を新設し, これと整合している。(保安規定では, 第2条(基本方針)でALARAについて記載しているが, 第7章においても追記。)
第90条の2 頻度の定義	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第91条 管理区域の設定および解除	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	本文九号, 添付書類八(14.6 放射線管理), 添付書類九(1.2 具体的方法, 2.1 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定, 2.2 管理区域内の管理)に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第92条 管理区域内における区域区分	○ (本文九号) (添付書類九)	-	本文九号, 添付書類九(2.2 管理区域内の管理)に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第93条 管理区域内における特別措置	○ (本文九号) (添付書類九)	-	本文九号, 添付書類九(2.2 管理区域内の管理)に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第94条 管理区域への出入管理	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	本文九号, 添付書類八(14.6 放射線管理), 添付書類九(1.2 具体的方法, 2.2 管理区域内の管理)に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第95条 管理区域出入者の遵守事項	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	本文九号, 添付書類八(14.6 放射線管理), 添付書類九(2.2 管理区域内の管理, 2.5 個人被ばく管理)に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第96条 保全区域	○ (添付書類九)	○※	※用語の置き換え(「警備課長」→「核物質防護課長」)のみの変更 添付書類九(2.1 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定)に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○:有り -:無し)	保安規定変更有無 (○:有り -:無し)	設置許可との整合性
第97条 周辺監視区域	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	○※	※用語の置き換え(「警備課長」→「核物質防護課長」)のみの変更 本文九号, 添付書類八(14.6放射線管理), 添付書類九(1.2具体的方法, 2.1管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定, 2.4周辺監視区域内の管理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第98条 放射線業務従事者の線量管理等	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	本文九号, 添付書類八(14.6放射線管理), 添付書類九(2.2管理区域内の管理, 2.5個人被ばく管理)に記載があり, 保安規定記載は条文に追記することで, これらに整合している。
第99条 床, 壁等の除染	○ (本文九号) (添付書類九)	-	本文九号, 添付書類九(2.2管理区域内の管理)に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第100条 外部放射線に係る線量当量率等の測定	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	本文九号, 添付書類八(14.6放射線管理), 添付書類九(1.2具体的方法, 2.2管理区域内の管理, 3.1空間放射線量等の監視)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第100条の2 平常時の環境放射線モニタリング	○ (本文九号) (添付書類九)	-	本文九号, 添付書類九(3.周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視)に記載があり, 保安規定記載は新規条文を追加することで, これらに整合している。
第101条 放射線計測器類の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	-	本文五号, 九号, 添付書類八(11.2放射線管理施設), 添付書類九(2.2管理区域内の管理, 3.1空間放射線量等の監視)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第102条 管理区域外等への搬出および運搬	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	本文九号, 添付書類八(14.6放射線管理), 添付書類九(2.2管理区域内の管理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。 【別冊 p.132 参照】
第103条 発電所外への運搬	-	-	設置許可に記載はないが, 保安規定記載においては, 発電所外への運搬時の行為についての保安規定審査基準を反映している。
第104条 協力企業の放射線防護	○ (添付書類九)	-	添付書類九(2.2管理区域内の管理, 2.5個人被ばく管理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第8章 施設管理			
第105条 施設管理計画	○ (添付書類八)	-	添付書類八(14.7保守管理)に「保安規定に定める定期的な検査, 補修及び改造に関する規定を遵守」と記載があり, 保安規定においては, 原子力事業者等における使用前事業者検査, 定期事業者検査, 保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図っている。
第105条の2 設計管理	○ (本文十一号)	-	本文十一号(7.3設計開発)において, 設計開発に用いる情報に関する事項が記載されており, 保安規定記載はこれに整合している。
第105条の3 作業管理	-	-	設置許可に記載はないが, 保安規定においては原子力事業者等における使用前事業者検査, 定期事業者検査, 保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図っている。
第105条の4 使用前事業者検査の実施	○ (本文十一号)	-	本文十一号(8.2.4機器等の検査等)において, 使用前事業者検査等に関する事項が記載されており, 保安規定記載はこれに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第105条の5 定期事業者検査の実施	○ (本文十一号)	-	本文十一号(8.2.4 機器等の検査等)において、使用前事業者検査等に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第105条の6 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価 および長期施設管理方針	○ (添付書類八)	-	添付書類八(14.7 保守管理)に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第106条 欠番			
第9章 緊急時の措置			
第107条 原子力防災組織	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第108条 原子力防災組織の要員	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第108条の2 緊急作業従事者の選定	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第109条 原子力防災資機材の整備	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第110条 通報経路	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第111条 緊急時演習	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.9 教育訓練)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第112条 通 報	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第113条 緊急時体制の発令	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第114条 応急措置	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第115条 緊急時における活動	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第115条の2 緊急作業従事者の線量管理等	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第116条 緊急時体制の解除	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第10章 保安教育			
第117条 所員への保安教育	○ (添付書類五, 八)	-	添付書類五(5. 技術者に対する教育・訓練)、添付書類八(14.9 教育訓練)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第118条 協力企業従業員への保安教育	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第11章 記録および報告			
第119条 記 録	○ (添付書類八)	-	添付書類八(14.10 記録及び報告)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第120条 報 告	○ (添付書類八)	-	添付書類八(14.10 記録及び報告)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○:有り -:無し)	保安規定変更有無 (○:有り -:無し)	設置許可との整合性
添付			
添付1 原子炉がスクラムした場合の運転操作手順 (第76条関連)	○ (本文十号) (添付書類十)	-	本文十号, 添付書類十に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
添付2 管理区域図 (第91条および第92条関連)	○ (本文九号) (添付書類九)	-	本文九号, 添付書類九 (2.1 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定) に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
添付3 保全区域図 (第96条関連)	○ (添付書類九)	-	添付書類九 (2.1 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定) に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。